

高山市上下水道事業告示第1号

令和8年度高山都市計画下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定したので、高山都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和47年高山市条例第58号）第8条の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、高山市役所水道部下水道課において閲覧に供する。

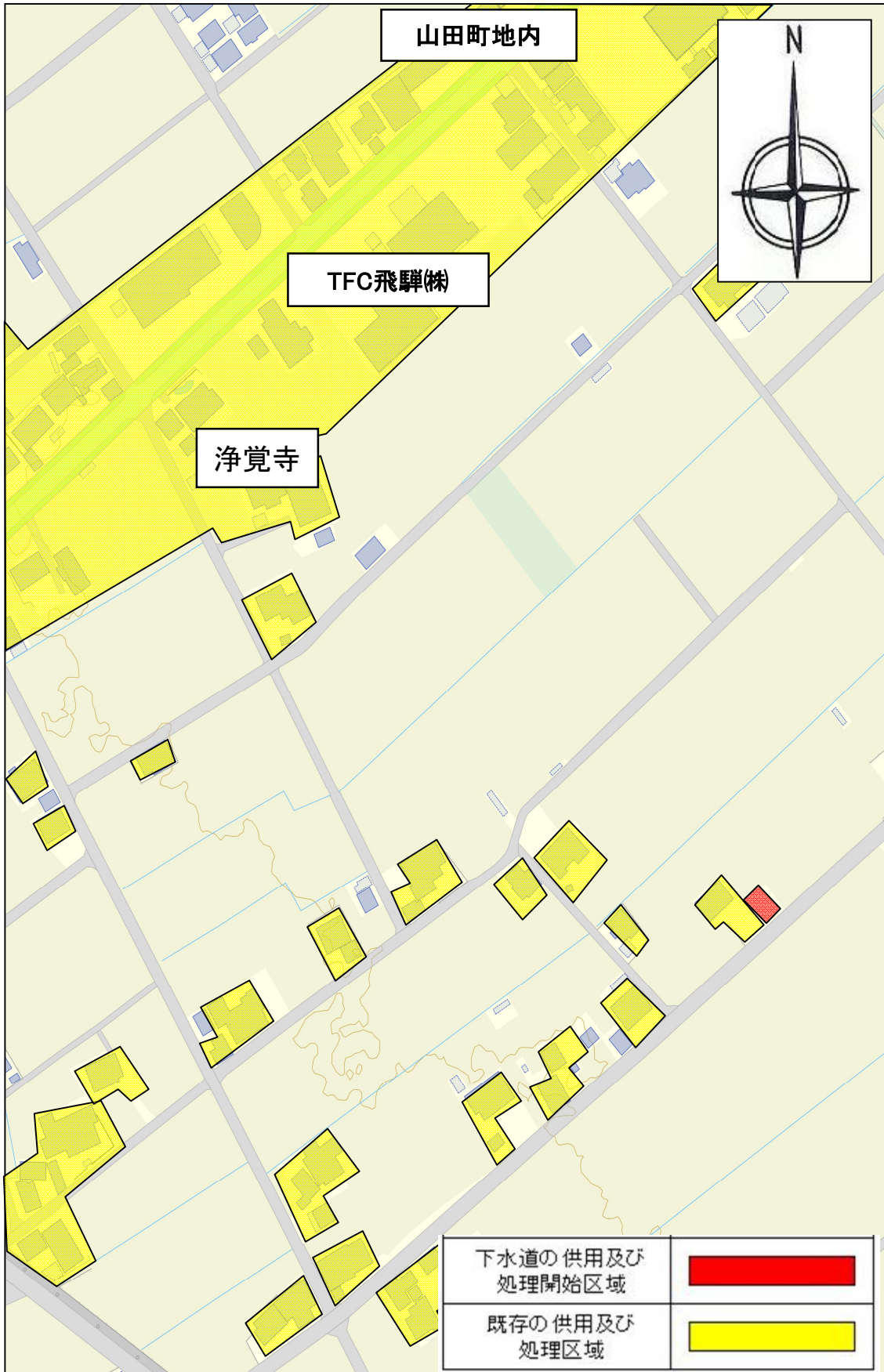
令和8年4月9日

高山市長 田 中 明

記

令和8年度高山都市計画下水道事業受益者負担金賦課対象区域  
高山市山田町の一部、松之木町の一部

# 1 公共下水道



## 2 公共下水道

